

## 村上市・胎内市沖洋上風力発電事業について

### 1. 「有望な区域」等の選定について

洋上風力発電事業については、「海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）に基づき、国が基本方針を定め、年度ごとに、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。

経済産業省及び国土交通省では、今年度の選定に向け、都道府県等が保有する情報の収集等を行ってきました。

このたび、9月13日に、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定ガイドラインに基づき、都道府県等から収集した情報や有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる10区域が公表され、村上市・胎内市沖を含めた4区域が促進区域の前段階となる「有望な区域」として選定されました。

今後は、国・県による法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けた利害関係者との調整や、事業者公募についての協議が開始されることとなります。

### 2. 今年度の国による有望な区域等の公表結果について

(1) 都道府県等からの情報提供を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる区域

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ○北海道檜山沖       | ○北海道石狩市沖     |
| ○北海道岩宇・南後志地区沖 | ○岩手県久慈市沖（浮体） |
| ○北海道島牧沖       | ○福井県あわら市沖    |
| ○青森県陸奥湾       | ○福岡県響灘沖      |
| ○北海道松前沖       | ○佐賀県唐津市沖     |

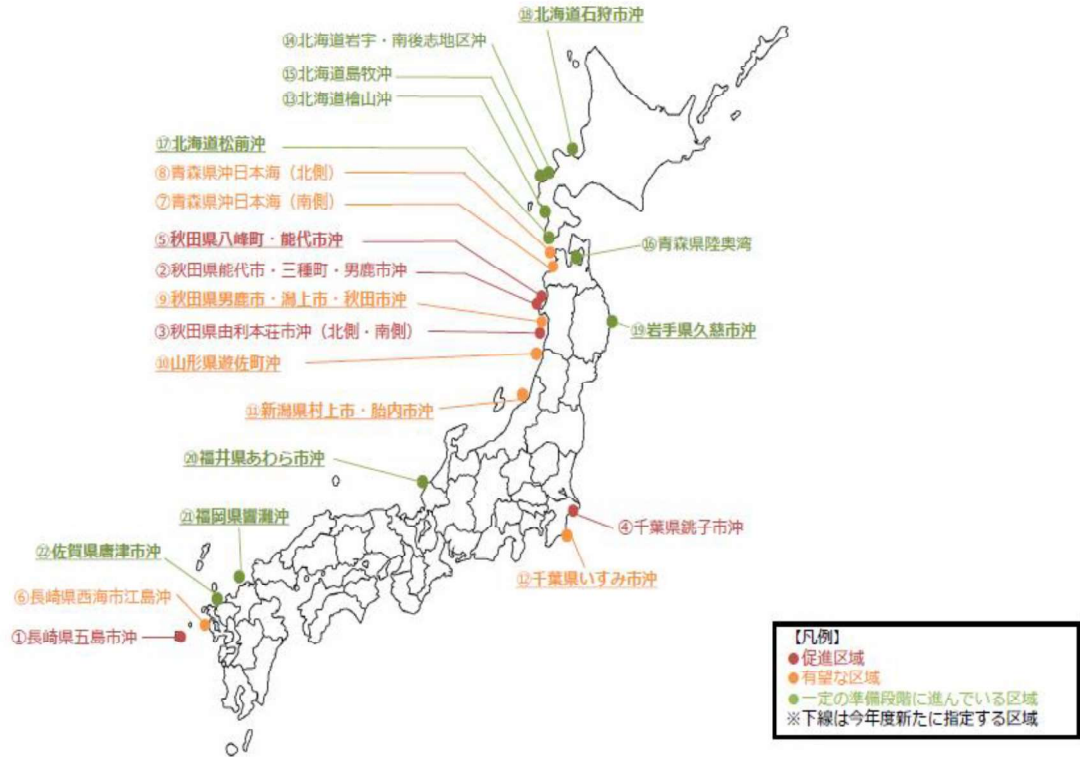
以上10区域

(2) 利害関係者の合意などの環境整備が進捗している区域（「有望な区域」）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ○秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 | ○新潟県村上市・胎内市沖 |
| ○山形県遊佐町沖         | ○千葉県いすみ市沖    |

以上4区域

# 【参考】今年度の整理を踏まえた区域の概要



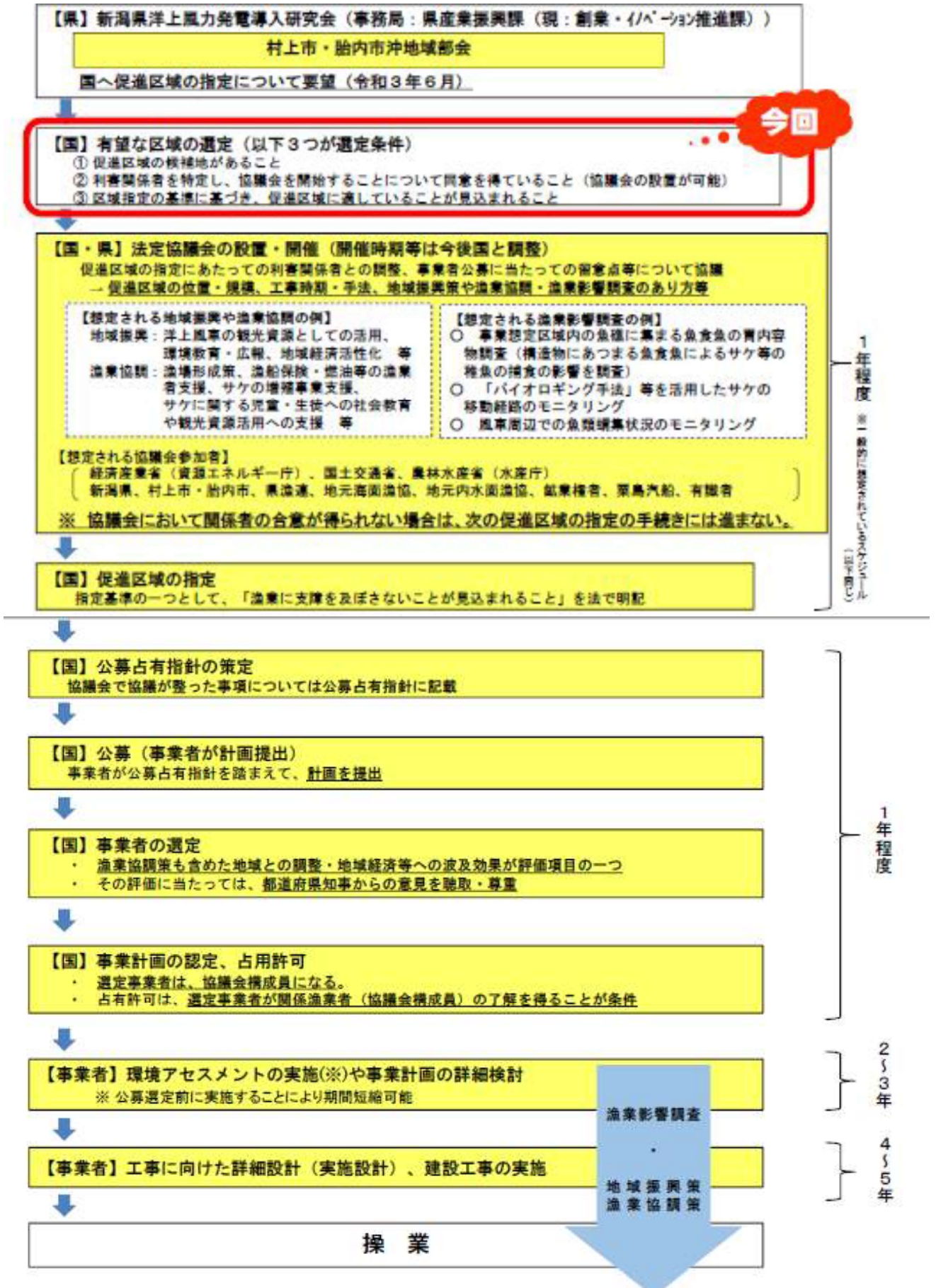
〈今年度の整理内容〉		〈現状〉	
区域名			
促進区域	①長崎県五島市沖	促進区域	
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖		
	③秋田県由利本荘市沖		
	④千葉県銚子市沖		
有望な区域	⑤秋田県八峰町・能代市沖	有望な区域	
	⑥長崎県西海市江島沖		
	⑦青森県沖日本海（南側）	一定の準備段階に進んでいる区域	
	⑧青森県沖日本海（北側）		
	⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖		
	⑩山形県遊佐町沖		
	⑪新潟県村上市・胎内市沖		
	⑫千葉県いすみ市沖		
一定の準備段階に進んでいる区域	⑬北海道檜山沖	新規追加	
	⑭北海道岩手・南後志地区沖		
	⑮北海道島牧沖	一定の準備段階に進んでいる区域	
	⑯北海道松前沖		
	⑰北海道石狩市沖		
	⑱岩手県久慈市沖（浮体）		
	⑲福井県あわら市沖		
	⑳福岡県響灘沖		
	㉑福岡県唐津市沖		
	㉒佐賀県唐津市沖		
			新規追加

⑤秋田県八峰町・能代市沖  
 本年6月に協議会で利害関係者の合意、公告・縦覧、関係省庁協議等を経て、**新たに促進区域として指定**

⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖  
 ⑩山形県遊佐町沖  
 ⑪新潟県村上市・胎内市沖  
 ⑫千葉県いすみ市沖  
 協議会開始に向けた地元調整が進展するとともに、促進区域指定基準（風況等）への適合が見込まれるため、**新たに有望な区域として整理**

⑰～⑲は、新たに都道府県からの情報提供があったため、一定の準備段階に進んでいる区域として追加

### 3. 今後のスケジュール



#### 4. 新潟県洋上風力発電導入研究会村上市・胎内市沖地域部会における事業想定区域

別紙のとおり

※事業想定区域は、新潟県洋上風力発電導入研究会におけるゾーニングの検討を踏まえ、令和2年第4回村上市・胎内市地域部会において県から示されたものであり、今後、法定協議会において利害関係者との協議のうえ決定されます。

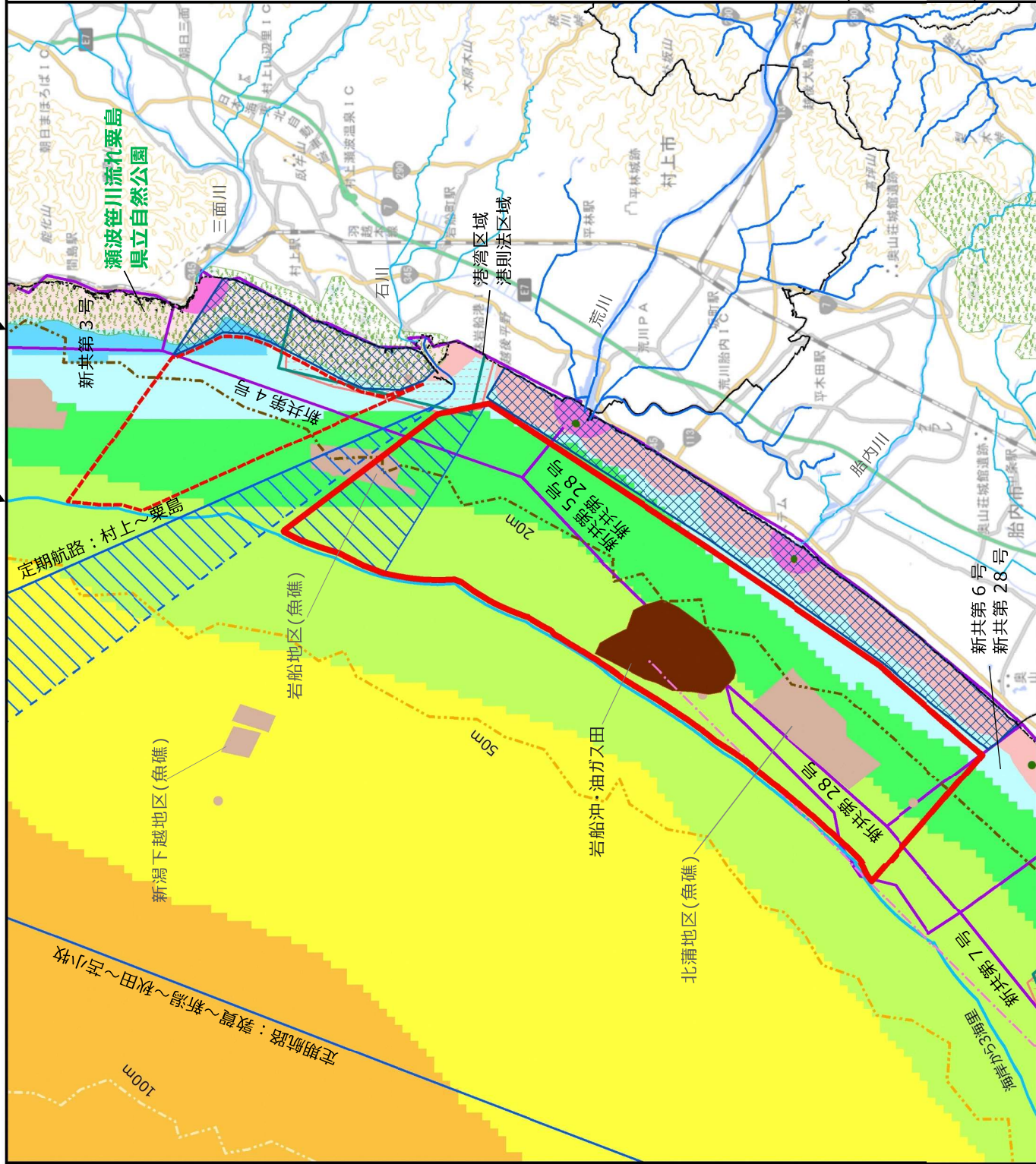
#### 5. 村上市・胎内市沖で事業化を検討している事業者（環境アセスメントの手続き段階に入っている事業者）

- 大成建設(株)・(株)本間組・コスモエコパワー
- RWE Renewables Japan 合同会社
- (株)大林組

# 別紙

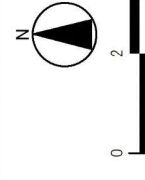
## 事業想定区域(案) ※見直し後

水深20m  
海岸から3海里



凡例

- 市町村界
- 事業想定区域
- 事業想定区域(今回の検討対象から除外)
- 海底ケーブルの設置想定区域
- 県立自然公園
- 住宅、学校、病院、福祉施設等から1km
- 藻場
- 河川区域
- 1級河川
- 2級河川
- 主な定期航路
- 村上-栗島
- 常用経路
- 第二基準経路
- 航路との調整が必要なエリア
- 共同漁業権
- さけ及びびますの捕獲規制区域
- 港湾区域界
- 港則法区域
- 重要湿地
- 海底輸送管
- 魚礁
- 岩船沖・油ガス田
- 年平均風速(高度100m)
- 4.5-5.0m/s
- 5.0-5.5m/s
- 5.5-6.0m/s
- 6.0-6.5m/s
- 6.5-7.0m/s
- 7.0-7.5m/s
- 7.5-8.0m/s
- 等深線
- 20m
- 50m
- 100m
- 海岸から3海里



事業想定区域(案)